

滋賀県環境影響評価条例の改正の骨子

1 改正の理由

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）が一部改正され、新たに計画段階配慮書の手続が創設されたこと等に伴い、条例についても、法の改正の趣旨を踏まえ、必要な改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 配慮対象事業を実施しようとする者（以下「配慮対象事業者」という。）は、当該配慮対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮対象事業が実施されるべき区域等を決定するに当たっては、当該配慮事業の種類ごとに規則で定めるところにより、1 または 2 以上の当該配慮対象事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該配慮対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならないこととする。
- (2) 配慮対象事業者は、計画段階配慮事項の検討を行った結果について、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成し、知事および事業実施想定区域の市町長に送付するとともに、当該配慮書およびこれについて一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努め、意見が提出されたときはその意見およびその意見についての当該配慮対象事業者の見解を記載した書類を、意見が提出されなかったときはその旨を記載した書類を送付しなければならないこととする。
- (3) 知事は、配慮書の送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、配慮対象事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができることとする。
- (4) 事業者は、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成するに当たり、配慮書を作成しているときはその内容を踏まえるとともに、(3)の知事の意見があるときはこれを勘案して配慮対象事業が実施されるべき区域等を決定し、これらの事項を方法書に記載するとともに、知事および関係市町長に方法書を送付するときは、これを要約した書類も併せて送付しなければならないこととする。
- (5) 事業者は、方法書、環境影響評価準備書および環境影響評価書の公表に当たっては、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。
- (6) 事業者は、方法書の縦覧期間内に、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないこととする。
- (7) 評価書の公告を行った事業者は、事業の種類ごとに技術指針で定めるところにより、環境の保全のための措置等に係る報告書（以下「報告書」という。）を作成し、知事および関係市町長にこれを送付しなければならないこととする。
- (8) 対象事業が都市計画に定められる場合または対象事業に係る施設が都市施設として

都市計画に定められる場合には、都市計画決定権者で当該都市計画の決定または変更を行うものが配慮書に係る手続を当該都市計画の決定または変更の手続と併せて行うことができることとする。